

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和3年3月19日（金）

午後1時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第1号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

報告第2号 さいたま市教職員の人事について [非公開案件]

3 議 事

議案第6号 さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 さいたま市教職員（管理職）の人事について [非公開案件]

議案第10号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について [非公開案件]

4 閉 会

報告第1号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和3年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和3年3月2日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について（別紙）

別 紙

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		14,862,467	239,035	15,101,502
	2 国庫補助金	2,674,251	239,035	2,913,286
24 諸収入		139,011	132	139,143
	6 雑入	70,278	132	70,410
歳入合計		15,603,473	239,167	15,842,640

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		93,648,708	703,803	94,352,511
	1 教育総務費	9,880,965	2,185	9,883,150
	2 小学校費	41,194,384	131,612	41,325,996
	3 中学校費	23,377,400	324,196	23,701,596
	4 高等学校費	3,176,156	4,610	3,180,766
	7 保健体育費	6,786,328	241,200	7,027,528
歳出合計		93,648,708	703,803	94,352,511

第2表

繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	特別支援教育推進事業	2,185
	4 高等学校費	高等学校管理運営事業	4,610
	7 保健体育費	学校保健事業	241,200

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校営繕事業	2,470,499
	3 中学校費	中学校営繕事業	1,120,197

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
18 国庫支出金	14,862,467	239,035	15,101,502	
2 国庫補助金	2,674,251	239,035	2,913,286	
7 教育費国庫補助金	2,674,251	239,035	2,913,286	1 公立学校情報機器整備費補助金 1 長寿命化改良事業費交付金 1 学校保健特別対策事業費補助金
24 諸収入	139,011	132	139,143	
6 雑入	70,278	132	70,410	
4 雑入	58,172	132	58,304	1 施設光熱水費等負担金 116,564
歳入合計	15,603,473	239,167	15,842,640	

2 歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	93,648,708	703,803	94,352,511	703,567	236	
1 教育総務費	9,880,965	2,185	9,883,150	2,185	0	
3 教育指導費	3,291,676	2,185	3,293,861	2,185	0	1特別支援教育推進事業 2,185
2 小学校費	41,194,384	131,612	41,325,996	131,574	38	
4 学校建設費	5,070,424	131,612	5,202,036	131,574	38	1小学校営繕事業 131,612
3 中学校費	23,377,400	324,196	23,701,596	323,998	198	
4 学校建設費	2,083,229	324,196	2,407,425	323,998	198	1中学校営繕事業 324,196
4 高等学校費	3,176,156	4,610	3,180,766	4,610	0	
2 学校管理費	684,266	4,610	688,876	4,610	0	1高等学校管理運営事業 4,610
7 保健体育費	6,786,328	241,200	7,027,528	241,200	0	
2 学校保健費	6,056,165	241,200	6,297,365	241,200	0	1学校保健事業 241,200
歳出合計	93,648,708	703,803	94,352,511	703,567	236	

提案理由

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、国の令和2年度第3次補正予算を活用して、学校における感染症対策を継続するための新型コロナウイルス感染症対策用品等の購入、市立高等学校及び特別支援学校高等部の低所得世帯の生徒等への端末等の整備、及び国土強靱化の推進のため小・中学校の長寿命化改修工事を行う経費等について、市長に申出するものです。

令和2年度2月（追加提出）補正予算

事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特別支援教育推進事業		補正額	2,185
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/特別支援教育室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	18款 国庫支出金	2,185
予算書P. 41 <事業の目的・内容> 特別支援教育を推進するために、特別支援学級設置に向けた教室整備、通級指導教室の拡充、特別支援教育相談センターの運営、特別支援教育就学奨励費の補助、特別支援教育に関する研修会等を実施します。			
<補正の目的・内容> 国の令和2年度第3次補正予算に伴い、高等学校段階を含む教育のICT化を一層推進するため、市立特別支援学校高等部の生徒が使用する入出力支援装置の購入に係る経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	122,684
<主な事業> 1 入出力支援装置の購入【繰越明許費】 2,185 [参考] 市立特別支援学校高等部の生徒が使用する入出力支援装置を購入します。 事業スケジュール ・令和3年3月 発注手続 ・令和3年7月 納品			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校営繕事業		補正額	131,612
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	44,308
予算書P. 41 <事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、小学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。		24款 諸収入	66
<補正の目的・内容> 国の令和2年度第3次補正予算に伴い、国土強靱化の推進に資する事業として、小学校の老朽化対策となる外部改修工事を行うための経費について、補正を行うものです。		25款 市債	87,200
		- 一般財源	38
		補正前予算額	3,972,164
<主な事業> 1 外部改修工事【繰越明許費】 131,612 [参考] 大牧小学校、慈恩寺小学校の外部改修工事を行います。 事業スケジュール ・令和3年7月～令和4年2月 外部改修工事			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校営繕事業		補正額	324,196
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	67,332
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、中学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。		24款 諸収入	66
		25款 市債	256,600
<補正の目的・内容> 国の令和2年度第3次補正予算に伴い、国土強靱化の推進に資する事業として、中学校の老朽化対策となる外部改修工事を行うための経費について、補正を行うものです。		- 一般財源	198
		補正前予算額	2,069,154
<主な事業> 1 外部改修工事【繰越明許費】 324,196 [参考] 三室中学校、大宮八幡中学校の外部改修工事を行います。 事業スケジュール ・令和3年7月～令和4年2月 外部改修工事			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 高等学校管理運営事業（高校教育課）		補正額	4,610
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/4項 高等学校費/2目 学校管理費	18款 国庫支出金	4,610
<事業の目的・内容> 市立高等学校及び市立中等教育学校の管理運営に要する経費で、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、非常勤講師に係る報酬等を支払います。		補正前予算額	368,111
		<補正の目的・内容> 国の令和2年度第3次補正予算に伴い、高等学校段階を含む教育のICT化を一層推進するため、市立高等学校等で使用する生徒用端末等の整備に必要な経費について、補正を行うものです。	
<主な事業> 1 生徒用端末の購入【繰越明許費】 3,870 [参考] 市立高等学校等で使用する生徒用端末を購入します。 事業スケジュール ・令和3年3月 発注手続 ・令和3年7月 納品 2 家庭学習のための通信機器の購入【繰越明許費】 740 市立高等学校等で使用するモバイルルータを購入します。			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 学校保健事業		補正額	241,200
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	予算書P. 41	18款 国庫支出金 241,200
<事業の目的・内容> 児童生徒が健康で有意義な学校生活を送ることができるように、学校保健安全法に基づき、水質検査等の環境検査の実施や保健室の円滑な管理・運営を行います。			
<補正の目的・内容> 国の令和2年度第3次補正予算に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら、学校教育活動を円滑に継続するため、感染症対策に係る保健衛生用品等の購入経費について、補正を行うものです。			補正前予算額 255,519
<主な事業> 1 学校における感染症対策用品の購入【繰越明許費】 241,200 感染リスクを最小限にしながら学校教育活動を円滑に継続するため、学校における感染症対策に係る保健衛生用品等を購入します。		[参考] 事業スケジュール ・令和3年3月～ 各学校で購入手続	

議案第 6 号

さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 9 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業日等) 第3条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) さいたま市民の日条例（令和3年さいたま市条例第1号）に規定する日</u> <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] 2 校長は、前項第 <u>6</u> 号、第 <u>7</u> 号又は第 <u>9</u> 号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議し、休業日を除く日（以下「授業日」という。）が、原則として205日以上になるように定めなければならない。 3～4 [略]	(休業日等) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] 2 校長は、前項第 <u>5</u> 号、第 <u>6</u> 号又は第 <u>8</u> 号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議し、休業日を除く日（以下「授業日」という。）が、原則として205日以上になるように定めなければならない。 3～4 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市民の日の制定に伴い、同日をさいたま市立小学校、中学校の休業日とするため、さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正するものです。
なお、施行期日は、令和3年4月1日です。

議案第7号

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和3年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) さいたま市民の日条例（令和3年さいたま市条例第1号）に規定する日</u> <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] 2 前項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届けなければならない。 4～5 [略]	(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] 2 前項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届けなければならない。 4～5 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市民の日の制定に伴い、同日をさいたま市立高等学校の休業日とするため、さいたま市立高等学校通則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和3年4月1日です。

議案第8号

さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和3年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立中等教育学校管理規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) さいたま市民の日条例（令和3年さいたま市条例第1号）に規定する日</u> <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] 2 前項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>6</u> 号から第 <u>10</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届け出なければならない。 4～5 [略]	(休業日) 第7条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] 2 前項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。 3 校長は、第1項第 <u>5</u> 号から第 <u>9</u> 号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届け出なければならない。 4～5 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市民の日の制定に伴い、同日をさいたま市立中等教育学校の休業日とするため、さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和3年4月1日です。

議案第37号

さいたま市民の日条例の制定について

さいたま市民の日条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市民の日条例

(趣旨)

第1条 市民が、郷土である本市の歴史や文化に親しみ、市民としての一体感とまちづくりに自ら参画する意識を高め、魅力ある本市を将来にわたって創っていくことを期する日として、さいたま市民の日（以下「市民の日」という。）を設ける。

(市民の日)

第2条 市民の日は、5月1日とする。

(市の取組)

第3条 市は、第1条の趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

(使用料等の免除)

第4条 市民の日には、市の設置した公の施設の利用に係る使用料又は料金（以下「使用料等」という。）で市長が指定するものについて、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、これを免除する。

(市民等の協力)

第5条 市は、広く市民及び団体に対し、第1条の趣旨にふさわしい催し等の実施について協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり市長と協議する。

令和3年3月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>(定期評価)</p> <p>第5条 定期評価（以下「評価」という。）は、総合評価、<u>実績評価及び行動プロセス評価</u>により実施する。</p> <p>2 評価の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 総合評価 <u>実績評価及び行動プロセス評価</u>の評価結果を合わせた評価</p> <p>(2) <u>実績評価</u> 教職員が設定した目標の達成状況の評価</p> <p>(3) <u>行動プロセス評価</u> 職務遂行上の行動及び執務姿勢（意欲・態度）の評価</p> <p>(評価項目及び評価要素)</p> <p>第11条 <u>行動プロセス評価及び実績評価</u>の評価領域は、別表第2に定めるものとする。</p> <p>(評価の段階)</p> <p>第12条 評価の段階は、<u>総合評価及び行動プロセス評価</u>にあっては5段階、<u>実績評価</u>にあっては3段階及び5段階とし、段階ごとの評価基準は、教育長が別に定める。</p> <p>別表第3（第13条関係）</p>			<p>(定期評価)</p> <p>第5条 定期評価（以下「評価」という。）は、総合評価、<u>能力評価及び業績評価</u>により実施する。</p> <p>2 評価の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 総合評価 <u>能力評価及び業績評価</u>の評価結果を合わせた評価</p> <p>(2) <u>能力評価</u> 職務遂行上発揮された能力及び<u>執務姿勢（意欲・態度）</u>の評価</p> <p>(3) <u>業績評価</u> 職務遂行の結果もたらされた業績を評価</p> <p>(評価項目及び評価要素)</p> <p>第11条 <u>能力評価及び業績評価</u>の評価項目及び評価要素は、別表第2に定めるものとする。</p> <p>(評価の段階)</p> <p>第12条 評価の段階は、<u>能力評価</u>にあっては3段階、<u>総合評価及び業績評価</u>にあっては5段階とし、段階ごとの評価基準は、教育長が別に定める。</p> <p>別表第3（第13条関係）</p>		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
実績評価・行動プロセス評価	校長	様式第1号	能力評価	校長	様式第1号
	副校長、教頭	様式第2号		副校長、教頭	様式第2号
	主幹教諭	様式第3号		主幹教諭	様式第3号
	教諭、助教諭	様式第4号		教諭、助教諭、 <u>講師</u> キャリア段階Ⅰ	様式第4号

			教諭、助教諭、講師 キャリア段階Ⅱ キャリア段階Ⅲ	様式第 5 号
	養護教諭、養護助教諭	様式第 5 号	養護教諭、養護助教諭	様式第 6 号
	栄養教諭	様式第 6 号	栄養教諭	様式第 7 号
	学校栄養職員	様式第 7 号	栄養主査	様式第 8 号
	事務職員	様式第 8 号	栄養主任	様式第 9 号
			栄養技師	様式第 10 号
			事務主幹	様式第 11 号
			事務主査	様式第 12 号
			事務主任	様式第 13 号
			事務主事	様式第 14 号
			校長	様式第 15 号
			副校長、教頭	様式第 16 号
			主幹教諭	様式第 17 号
			教諭、助教諭、講師	様式第 18 号
			養護教諭、養護助教諭	様式第 19 号
			栄養教諭	様式第 20 号
			学校栄養職員	様式第 21 号
			事務職員	様式第 22 号
別表第 4 (第 15 条関係)			別表第 4 (第 15 条関係)	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	様式第 9 号	[略]	様式第 23 号
[略]	[略]		[略]	様式第 24 号
[略]	[略]		[略]	様式第 25 号
[略]	[略]		[略]	様式第 26 号
[略]	[略]		[略]	様式第 27 号

別表第2を次のとおり改める。

別表第2（第11条関係）

	評価領域
校長	I 学校経営の改善及び運営管理
	II 開かれた学校づくり
	III 施設・事務等の管理及び予算運用
	IV 教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
副校長 ・教頭	I 学校運営の改善及び運営管理
	II 開かれた学校づくり
	III 施設・事務等の管理及び予算運用
	IV 教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
主幹教諭	I 学校の組織的な運営
	II 教科指導等
	III 生徒指導
	IV その他の校務等
教諭、助教諭	I 教科指導等
	II 学年・学級経営・生徒指導・進路指導等
	III その他の校務等
養護教諭、養護 助教諭	I 保健管理
	II 保健教育
	III その他の校務等
栄養教諭	I 給食管理・運営
	II 食に関する指導
	III その他の校務等
学校栄養職員	I 給食管理・運営
	II 食に関する指導
	III その他の校務等
事務職員	I 学校事務
	II その他の校務等

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、教職員の人事評価制度の見直しに伴い、さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱の一部改正について、市長と協議するものです。

なお、施行期日は、令和3年4月1日です。

参考資料 1

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づき、さいたま市立小・中・特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員及び事務職員、並びに中等教育学校の学校栄養職員及び事務職員（前期課程に属する事務職員に限る。）（以下「教職員」という。）に対する人事評価（同法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 人事評価は、公正な人事管理に資するとともに、教職員の資質及び能力の向上を図ることにより学校の教育力を高め、児童及び生徒を伸び伸びと健やかに成長させることを目的とする。

(被評価者の範囲)

第3条 人事評価を受ける教職員（以下「被評価者」という。）の範囲は、次に掲げる者を除き、全ての教職員とする。

- (1) 評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）において勤務期間が6月未満の教職員
- (2) 臨時的任用教職員
- (3) 任期付短時間勤務教職員
- (4) 再任用教職員（短時間勤務の職に限る。）
- (5) その他教育長が別に定める教職員

(評価の種類)

第4条 人事評価は、定期評価、特別評価及び臨時評価とする。

(定期評価)

第5条 定期評価（以下「評価」という。）は、総合評価、実績評価及び行動プロセス評価により実施する。

2 評価の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合評価 実績評価及び行動プロセス評価の評価結果を合わせた評価
- (2) 実績評価 教職員が設定した目標の達成状況の評価
- (3) 行動プロセス評価 職務遂行上の行動及び執務姿勢（意欲・態度）の評価

(評価期間及び基準日)

第6条 評価期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 評価は、毎年2月1日を評価基準日（以下「基準日」という。）として実施する。ただし、教育長が必要と認めるときは、基準日を変更することができる。

(評価者等)

第7条 第1次評価及び第2次評価を行う職員（以下「評価者」という。）並びに調整を行う職員（以下「調整者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、評価の実施に当たって特に必要があるときは、教育長が別に定めることができる。

(評価の実施)

第8条 評価は、被評価者による自己評価の後、第1次評価、第2次評価及び調整の順に実施する。ただし、教育長が特に認めるときは、第2次評価又は調整を省略することができる。

(評価者の責務)

第9条 評価者は、次に掲げる責務を有する。

(1) 被評価者の職務遂行上に見られた具体的行動や客観的事実を観察し、その行動や事実に基づき、公平で公正な評価を行うこと。

(2) 評価の結果に応じ、被評価者に対し面談を通じた指導、助言、職場内研修等による適切な人材育成上の措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、第2次評価者は、第1次評価者に対し常に客観的かつ公平・公正な評価を行うよう指導するものとする。

3 第8条ただし書の規定により調整を省略した場合の評価は、第2次評価者の評価をもって確定させるものとする。

(調整及び調整者の責務)

第10条 調整は、評価における不均衡を生じさせないため行うものとする。

2 調整者は、次に掲げる責務を有する。

(1) 評価者が実施した評価を確定させること。

(2) 評価者が実施した評価の内容について適宜説明を求めること。

(3) 特に必要と認めるときは、評価のやり直しを命じること。

(評価項目及び評価要素)

第11条 行動プロセス評価及び実績評価の評価領域は、別表第2に定めるものとする。

(評価の段階)

第12条 評価の段階は、総合評価及び行動プロセス評価にあつては5段階、実績評価にあつては3段階及び5段階とし、段階ごとの評価基準は、教育長が別に定める。

(評価シート)

第13条 評価の内容及び結果を記録する書面（以下「評価シート」という。）の様式は、別表第3に定めるとおりとする。

(評価シートの保管)

第14条 第10条第1項に規定する調整が終了した評価シートは、教育長の指定する者が保管する。

2 前項の評価シートは、作成後10年間保管するものとする。

(特別評価)

第15条 特別評価は、条件附採用の期間中の被評価者について、当該被評価者の条件附採用の期間開始後4月（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第12条第1項の規定の適用を受ける職員については、10月）を経過した日を基準日として実施するものとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、基準日を変更することができる。

2 評価の内容及び結果を記録する書面（以下「評価シート」という。）の様式は、別表第4に定めるとおりとする。

(臨時評価)

第16条 臨時評価は、教育長が特に必要があると認める被評価者について随時これを実施するものとする。

(人事評価相談員)

第17条 人事評価制度を教職員に広く周知するとともに、評価内容に関する相談・受付、人事評価制度の円滑な運営を図るため、人事評価相談員を置く。

2 人事評価相談員は、人事評価を担当する課職員とする。

(評価基準等の公開)

第18条 人事評価の公平・公正性及び透明性を確保するため、この要綱に定めるもののほか、評価に関する基準や手続等について公開するものとする。

(評価結果の開示)

第19条 人事評価の透明性及び納得性を高め、被評価者の人材育成に寄与するため、被評価者本人に対し人事評価の結果を開示するものとする。

2 開示する評価内容については、教育長が別に定めるものとする。

(評価者研修)

第20条 評価者が客観的かつ公平・公正な人事評価を行うため、計画的に評価者研修を実施するものとする。

(苦情相談)

第21条 被評価者は、人事評価における手続及び人事評価の結果に関して、人事評価相談員に対し苦情の申出を行うことができる。

2 人事評価相談員は、前項の申出があったときは、その内容を確認のうえ必要な措置をとるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、人事評価の運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

評価者等 被評価者	第1次評価者	第2次評価者	調整者
校長	学校教育部長	副教育長	教育長
副校長、教頭	校長	学校教育部長	副教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭 (共同調理場(学校給食法(昭和29年	副校長又は教頭 (複数配置校は学校長が指名する者)	校長	学校教育部長

法律第160号) 第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に所属する者を除く。)、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員(共同調理場に所属する者を除く。)及び事務職員			
共同調理場に所属する栄養教諭及び学校栄養職員	教育長が指定する者	教育長が指定する者	学校教育部長

別表第2 (第11条関係)

	評価領域
校長	I 学校経営の改善及び運営管理
	II 開かれた学校づくり
	III 施設・事務等の管理及び予算運用
	IV 教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
副校長 ・教頭	I 学校運営の改善及び運営管理
	II 開かれた学校づくり
	III 施設・事務等の管理及び予算運用
	IV 教育計画の年度の重点目標及び教育計画の実施・評価・改善
	V 教職員の指導育成及び勤務状況の把握
主幹教諭	I 学校の組織的な運営
	II 教科指導等
	III 生徒指導
	IV その他の校務等
教諭、助教諭	I 教科指導等
	II 学年・学級経営・生徒指導・進路指導等
	III その他の校務等
養護教諭、養護 助教諭	I 保健管理
	II 保健教育
	III その他の校務等
栄養教諭	I 給食管理・運営
	II 食に関する指導
	III その他の校務等

学校栄養職員	I 給食管理・運営
	II 食に関する指導
	III その他の校務等
事務職員	I 学校事務
	II その他の校務等

別表第3（第13条関係）

評価の種類	適用区分	評価シートの様式
実績評価・ 行動プロセス評価	校長	様式第1号
	副校長、教頭	様式第2号
	主幹教諭	様式第3号
	教諭、助教諭	様式第4号
	養護教諭、養護助教諭	様式第5号
	栄養教諭	様式第6号
	学校栄養職員	様式第7号
	事務職員	様式第8号

別表第4（第15条関係）

	適用区分	評価シートの様式
特別評価	教諭	様式第9号
	養護教諭	
	栄養教諭	
	学校栄養職員	
	事務職員	

参考資料 2

地方公務員法（抜粋）

（人事評価の根本基準）

第二十三条 職員の人事評価は、公正に行わなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

（人事評価の実施）

第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。